



## I 謹賀新年

令和6年もあっという間に過ぎ、新たな一年の幕開けです。

各企業におかれましては、新年を迎えるにあたり、今年のご目標、取り組むべき課題などを整理して頂いておられることと存じます。

花巻監督署管内の全産業における休業4日以上労働災害は、対前年比で約1割減少となっており、減少傾向となっています。あらためまして、労働災害防止対策に係る各企業のご理解ご協力に感謝申し上げます。

一方、課題の死亡災害は4件発生、岩手県内7労働基準監督署の中で最多（2年連続で最多）となっており、死亡災害ゼロ達成を目指し、リスクアセスメントを中心とした本質安全化と基本的な安全対策の履行確保等をお願い申し上げます。

昨年、花巻監督署では、ホームページの大幅リフォームを行い、労務管理、最低賃金、安全衛生、労災補償などに関する様々な情報提供を積極的に行って参りました。また、労働災害防止対策の推進のため、第14次労働災害防止計画の取組状況について、各企業に自主点検をお願いして参りました。

引き続き、花巻監督署からの様々な情報提供をご活用くださいますようお願い申し上げます。

依然として厳しい経済情勢が続く、企業運営への影響、消費者負担等も大きくなっておりありますが、花巻監督署では、特に「労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備」を大きな柱の一つとして掲げてまいります。管内企業の無事故無災害、そして、労働環境の整備・改善が進み、労使がWINWINの関係構築、地域経済の活性化に寄与できれば幸いです。

令和7年が皆様にとって良き一年となりますようご祈念申し上げます。

花巻労働基準監督署 職員一同



新年を迎え、是非実施していただきたい5つのポイント	
1	「安全衛生管理計画」の進捗状況を点検。 実施の遅れや漏れがあった場合は、必要な対応策を検討。
2	「心の健康づくり計画」の進捗状況を点検。 ハラスメント対策、長時間労働解消に向けた取組状況の確認。
3	「機械設備の総点検」を実施。 安全カバー等が良好な状況か、安全装置は有効に作動するか確認。
4	「転倒災害防止」の取組状況を点検。 特に、雪や凍結等の影響で滑り易い箇所には必要な対策を講ずる。
5	「安全衛生教育」の実施状況を点検。 作業において安全衛生対策が確実に実践できているか点検。

「冬季転倒災害防止対策強化月間」です。転倒災害防止対策を徹底しましょう！

## いわて年末年始無災害運動

実施期間：令和6年12月1日～令和7年1月31日  
〔準備期間：令和6年11月1日～令和6年11月30日〕

### あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

本県においては、例年、12月から1月にかけての寒冷期に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が路面凍結など冬季特有要因によるものとなっており、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。また、これから迎える年末年始は、慌ただしさも加わり、労働災害のリスクが高まる時期となります。

このため、「令和6年度いわて年末年始無災害運動」では、関係者が職場の安全確保の重要性の意識を深め、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていくための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体等が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものとする。



主催者 岩手労働局／岩手労働災害防止団体連絡協議会  
協議会構成団体：(公財)岩手労働基準協会／建設業労働災害防止協会岩手県支部／陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
岩手県支部／岩手県労働安全衛生協会／(公財)岩手県労働安全衛生協会／(公財)岩手県労働安全衛生協会  
岩手県労働安全衛生協会／(公財)岩手県労働安全衛生協会／(公財)岩手県労働安全衛生協会  
協賛 岩手県商工会議所連合会／岩手県商工会連合会／岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

## II シリーズ 安全衛生クイズ ⑨『悪天候』の巻

冬期間は厳しい作業環境となり、労災事故増加リスクが高まります。悪天候が予想され、作業中止を決定する時、どうしていますか？

- 第1問 「強風」とは風速何m以上？ 10分間の平均風速が毎秒 ①10m以上 ②20m以上 ③30m以上  
( / 安衛則 151 条の 106、平成 26 年 1 月 15 日暴発 0115 第 4 号ほか) ※**強風が予測される場合は、作業を中止しましょう！**
- 第2問 「大雪」とは？ 1回の降雪量が ①15 cm以上 ②25 cm以上 ③50 cm以上  
( / 同上) ※**大雪が予測される場合は、作業を中止しましょう！**
- 第3問 「大雨」とは？ 1回の降雨量が ①50mm以上 ②100mm以上 ③200mm以上  
( / 同上) ※**大雨が予測される場合は、作業を中止しましょう！**
- 第4問 「地震」があったけど足場の点検基準は・・・ ①震度 3 以上 ②震度 4 以上 ③震度 5 以上  
( / 同上) ※**注意報発令や予測される場合は、作業を中止しましょう！**
- 第5問 揚重作業を午前中に終わらせないと工程が厳しいから・・・ ①それなら仕方ないやらか ②ダメダメ、事故が起こったら工程どころの問題じゃなくなる  
※**社内であらかじめ作業中止基準を定め、全作業員に周知徹底しましょう！**
- 第6問 昨日強風だったけど足場点検する？ ①先週も大丈夫だったからOKさ ②今日は忙しいから明日でいい ③作業前にしっかり点検しておく  
( / 安衛則第 567 条) ※**強風、大雨、大雪、震度 4 以上の地震後は、必ず点検しましょう！**

「作業中止基準」を定め、全作業員に周知徹底しましょう！

答えは、最終ページをご覧ください。答え合わせをしてみましょう！

### Ⅲ 今年こそ「リスクアセスメント」に取り組みましょう！

花巻監督署管内で発生した休業4日以上の労働災害のうち、特に重篤な事例について調査した結果、災害発生要因として「リスクアセスメントの未実施」が共通していました。皆さんの会社ではリスクアセスメントを実施していますか？

従来から「KY（危険予知）」には取り組んでいるものの、「リスクアセスメント」が未実施であったため、具体的な被害の程度の見積もり、リスク低減措置の効果などを検討しておらず、「手元・足元に注意する」「回転部分には手を出さない」というような抽象的な対策で終わってしまい、「災害発生原因は注意不足」としていませんか？

人間の注意力には限界があり、始業から終業まで常にピーンと張りつめて作業をすることはできません。不安全行動に起因する災害もありますが、より根本的な対策が必要です。

そこでお勧めするのが「リスクアセスメント」です。

人間の注意力のみに依存せず「本質安全化」に取り組んでいただき、より確実かつ具体的な**リスク低減措置を講じましょう！**

企業を訪問してみますと、「リスクアセスメントのやり方がわからない」「難しそう」という声を聴きます。

厚生労働省では、様々な業種や作業に対応したリスクアセスメント実施支援システムを提供しておりますので、是非ご利用ください。➡



リスクアセスメントの実施支援システム：  
職場のあんぜんサイト (mhlw.go.jp)



また、花巻監督署では、以下のような形もご提案しておりますので、是非お試しください。

詳しくは、花巻監督署 安全衛生課にお問い合わせください。



#### リスクアセスメントシート（例）

工程	作業内容	危険要因	リスクの見積もり・評価（現状）					リスク低減措置（案）	対策後の見積もり・評価（予測）					残留リスクへの対応
			頻度	可能性	重大性	ポイント	レベル		頻度	可能性	重大性	ポイント	レベル	

リスクがゼロにならないから無駄とせず、少なくとも死亡災害や後遺症を残すような重篤な災害に至らないよう、最低限必要なリスク低減措置を考え、残留リスクに対応策も検討しましょう。

### Ⅳ 「労働者死傷病報告」は電子申請となります

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)



令和7年1月1日より、労働者死傷病報告の提出は、原則、電子化となりますのでご注意ください。

#### 労働者死傷病報告とは？

労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときに、電子情報処理組織を使用して、所轄の労働基準監督署長に報告するものです。

- ① 休業日数が4日以上の場合、遅滞なく（概ね1か月以内）、必要事項を入力し報告する必要があります。
- ② 休業日数が4日未満の場合は、  
1月～3月発生事案を4月に、4月～6月発生事案を7月に、  
7月～9月発生事案を10月に、10月～12月発生事案を1月に、  
必要事項を入力し報告する必要があります。

もしも・・・万が一労働災害が発生してしまったら・・・  
ミスは誰でもするもの、ミスを責めず、  
原因の究明と再発防止対策を考え、  
具体的に指示する。  
※リスクアセスメントを実施しましょう。

※労働者死傷病報告は、  
事実を正しく記載しましょう。



「労働者死傷病報告」の電子申請方法は[こちらを参照](https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001292159.pdf) ➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001292159.pdf>

## V 特定（産業別）最低賃金が改定されました

岩手県内のすべてに業種に適用される「地域別最低賃金＝岩手県最低賃金」は、令和6年10月27日から952円となっていますが、岩手県内の以下の特定の4業種で働く方に適用される「特定（産業別）最低賃金」が改定されました。

鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	1,008円	令和7年1月22日
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	985円	令和7年1月22日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	975円	令和7年1月22日
自動車小売業	1,004円	令和7年1月22日
各種商品小売業	952円	岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。
百貨店、総合スーパー	952円	



詳しくはこちら

→ [労働基準部賃金室担当 | 岩手労働局 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)



**岩手県最低賃金**  
令和6年10月27日発効 時間額 **952円**  
年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めたとしても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を労働者に支払わなければならない。
- 最低賃金額の計算には、補助手当、通勤手当、賞与、手当、賞金、休日・深夜手当等は含まれません。
- 断続的労働に従事する労働者については、岩手労働局長の許可（最低賃金の減額特許許可）を受けることにより、最低賃金を減額した後の額が適用されます。
- 労働者は、事業場に最低賃金法違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、使用者は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

**岩手県の特定（産業別）最低賃金**

以下の6産業については、特定（産業別）最低賃金が設定されています。  
※適用となる産業については、裏面を参照してください。  
なお、次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。  
(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後1ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの  
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者  
(4) 下記(ア)及び(イ)の業務に主として従事する者

産業名	時間額	効力発生日
鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	1,008円	令和7年1月22日
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	985円	令和7年1月22日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	975円	令和7年1月22日
自動車小売業	1,004円	令和7年1月22日
各種商品小売業	952円	平成28年12月11日767円、岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。
百貨店、総合スーパー	952円	平成30年12月28日800円、岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。

## VI さあはじめよう！「転倒予防体操」で転倒に強い体づくり！

最近、様々な情報誌などでも紹介されていますが、転倒予防対策の一つとして、「転倒予防体操」があります。「転倒予防対策といってもなー」という声も耳にします。そんな時、転倒に強い体づくりに取り組んでみませんか？



朝礼、ラジオ体操を実施している企業では、追加で、腰や股関節周辺の可動域や体幹（バランス）、大腰筋や腸骨筋などのインナーマッスルを鍛えることにより、「**転倒に強い体づくり**」を進めましょう。元気で若々しくいるためにも「継続は力なり！」

### 片足立ち（フラミンゴ体操）

フラミンゴのように片足で立つ。壁やテーブルに手を添えてもOK。  
体重を片足に乗せ、負荷を与えることにより骨を強くする効果も期待されます。



### 大腰筋と腹横筋を鍛える足踏み運動

膝を上げ 右肘⇔左膝、左肘⇔右膝と交互につける。1回1秒間のペースで、最初は20回程度から。（体を倒さず、姿勢よく。）  
動作に慣れてきたら60回目標に頑張ろう！



詳しくはこちら（見える安全事例集も） → [花巻労働基準監督署 転倒災害防止対策 | 岩手労働局 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)

## VII 労働基準法 よくある相談 ⑥ 『最低賃金』

「岩手県の最低賃金はいくらですか？ 飲食店で働いている学生アルバイトでも適用されますか？」

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

「地域別最低賃金」は、産業や職業の種類を問わず、原則として県内の事業場で働くすべての労働者と労働者を1人でも使用するすべての使用者に適用されます。

「特定（産業別）最低賃金」は、県内の特定の産業（現在は6業種）について設定されており、当該産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されます。 → <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/002073455.pdf>

飲食店で働く方には、**岩手県最低賃金（地域別最低賃金）が適用され、令和6年10月27日から952円となっています。**

この最低賃金は、正社員だけでなく、「**すべての労働者**」に適用されますので、**学生の短期アルバイトやパートタイマーにも適用**されます。

あなたの賃金が「時間給」で定められている場合は、 $\frac{\text{あなたの時間給}}{\text{時間}} \geq 952 \text{円}$  であれば適法です。

あなたの賃金が「日給」で定められている場合は、 $\frac{\text{あなたの日給}}{\text{1日の平均所定労働時間}} \geq 952 \text{円}$  であれば適法です。



詳しくはこちらをご参照 → [花巻労働基準監督署 最低賃金のポイント | 岩手労働局 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)



## VIII 改正育児等説明会のご案内

令和6年5月、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7年4月1日から順次施行されます。

若手労働局雇用環境・均等室では、法改正の内容、育児・介護規程の見直し等について説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

オンライン (Zoom) 4回開催	申込締切日
① 令和7年1月29日 (水)	令和7年1月22日 (水)
② 令和7年2月6日 (木)	令和7年1月30日 (木)
③ 令和7年2月27日 (木)	令和7年2月19日 (水)
④ 令和7年3月10日 (月)	令和7年3月3日 (月)
注) 開催時間は、いずれも13:30~15:00 (定員90名)	

集合開催	申込締切日
令和7年3月21日 (金) 14:00~15:30 (定員400名)	令和7年3月13日 (木)
会場：アイーナ・小田島☆ほーる (いわて県民情報交流センター) 盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1	

詳しくはこちら↓

[改正育児・介護休業法等説明会開催のご案内 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

参加申し込みはこちら (受付サイト) ↓

[若手労働局にて開催予定の説明会一覧 | 労働局 \(労働基準関係\) ・労働基準監督署説明会等受付サイト \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)



## IX 36協定の締結・届出をお忘れでは？

36協定 (時間外労働・休日労働に関する協定届) について、多くの企業では、4月~3月の1年間、或いは、1月~12月の1年間として労使協定を締結し、所轄労働基準監督署への届出を行って頂いております。

1月~12月の1年間に有効期間としている場合は、12月まで有効期間が切れることとなりますので、届出された36協定の有効期間をご確認の上、未届けの場合は、早急に届出を行ってください。

様式はこちら↓

[花巻労働基準監督署 様式ダウンロード | 若手労働局 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

**「36協定届」や「就業規則 (変更) 届」など  
労働基準法などの電子申請が  
さらに便利になりました！**

**電子申請で業務を効率化しましょう**

e-Gov電子申請とは

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行うようになるものです。

24h  
役所の窓口が  
しまっても大丈夫

どこからでも申請可能

マイページで  
状況をすぐに確認

パソコン上だけで  
手続き完了

~最近の変更点~

- 令和3年4月1日から、**電子署名・電子証明書が不要**になりました。
- 令和5年2月27日から、1年単位の变形労働時間制に関する協定届の**本社一括届出**が開始されました。
- 令和5年2月27日から、**受付印が付いた控え**をダウンロードできる**手続が27の届出・申請等に拡充**されました。
- 令和5年2月27日から、**36協定届のエラーチェック機能が拡充**されました。
- 令和6年1月4日から、**36協定届の新様式**が追加されました。
- 令和6年2月23日から、1箇月単位の变形労働時間制に関する協定届等の**本社一括届出**が開始されました。

電子申請も  
ご利用  
ください。



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

## X 健康いわて21プラン (第3次)

「健康いわて21プラン」をご存じですか？

職場の産業保健に携わっている方にはなじみがあると思います。

日本人の平均寿命は世界1位ですが、気になる「健康寿命」は、厚生労働省の統計 (令和4年) で、

全国	男性 72.57 歳	女性 75.47 歳
岩手	男性 70.93 歳 (全国最下位)	女性 74.28 歳 (全国最下位)

となっており、健康いわて21プランの統計令和元年データを見ると、岩手県は男女共に全国平均を下回り、健康寿命が短くなっています。→ <https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/001363069.pdf>

健康いわて21プラン (第3次) では、「**健康寿命延伸**」「**脳卒中死亡者の全国との格差の縮小**」を全体目標として掲げ取組を進めていくこととしています。

職場では、一般定期健康診断や特殊健康診断などの確実な実施と有見者に対するフォローアップをお願いいたします。

また一人一人が生活習慣病の予防に努めましょう。

→ [若手県 - 健康いわて21プラン \(第3次\) \(pref.iwate.jp\)](https://www.pref.iwate.jp)



「健康寿命」についてはこちらをご参照↓

[健康寿命 | e-ヘルスネット \(厚生労働省\) \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

## XI 労災保険 第三者行為災害

冬期間は、通勤・退社、業務中などでスリップ等による交通事故の発生リスクが高くなります。

交通事故等で相手方 (第二当事者) がいる場合、「第三者行為災害」となり、労災保険と車の自賠責保険等のどちらを先に受けるか選択して請求できます。

労災保険に請求する場合、「第三者行為災害届」を、被災者の所属事業場を管轄する労働基準監督署に提出する必要があります。

自賠責保険等からの保険金を先に受けた場合 (「自賠先行」) には、自賠責保険等から支払われた保険金のうち、同一の事由によるものについては労災保険給付から控除されます。

また、労災保険給付を先に受けた場合 (「労災先行」) には、同一の事由について自賠責保険等からの支払いを受けることはできません。

なお、自賠先行から労災先行への取扱い変更を希望される場合には、必ず労働基準監督署及び自賠責保険等取扱会社の担当者に対して、その旨の連絡を行ってください。

示談を行う前には、必ず労働基準監督署にご連絡いただくとともに、示談を行ったときは、速やかに労働局または労働基準監督署に示談書の写しを提出してください。

**交通事故で留意ください！**

[交通安全災害を防止するために | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

[交通安全 | 岩手県警察公式ホームページ \(pref.iwate.jp\)](https://www.pref.iwate.jp)

「第三者行為災害」について詳しくは、パンフレットをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/040324-10.pdf>

